

第3期 常総市地域福祉計画

健やかで 幸福を分かち合うまち

～ ひとりの暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう ～



令和2年3月

常総市

計画の考え方

現在、日本社会が抱える課題として、「若者世代の子育てと雇用」「要介護高齢者と障がい者の同居」「生活困窮者の支援と雇用」「児童虐待と生活困窮」といった多様な組み合わせで「課題が複合化」していることが指摘されています。従来の高齢者、障がい者、生活困窮者、児童福祉といった縦割りの支援だけでは課題解決が困難になってきています。このような市民の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、市民が支え合い一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会※」の実現に向けた取り組みが求められています。

取り組みに当たっては、まちづくりに関係する多くの機関や組織、団体等と連携・協働しながら、“困難があっても、地域で安心して暮らせる社会”の実現を目指していくことが大切です。



「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。（「地域共生社会の実現に向けて」厚生労働省より）

計画の期間



計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間です。

区 分	年 度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
第3期常総市地域福祉計画						
(参考)常総市地域福祉活動計画						

※「常総市地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する計画です。

■ ■ 基本理念 ■ ■



健やかで 幸福を分かち合うまち



本市の総合計画である「じょうそう未来創生プラン」はまちづくりの理念として

「 (さん) たのまちづくり」を掲げています。

地域福祉計画も、地域共生社会の実現を図る重点目標を設けるとともに「ためになる福祉のまち」、「たよりになる福祉のまち」、「たすけあう福祉のまち」の

「 (さん) たの福祉のまち」を基本目標とします。

計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画として策定するものです。なお、本計画は、福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられます。

地域共生社会実現に向けたまちづくり 《重点》



身近な地域を基礎とした福祉の地域づくり

市民の身近な地域で困っている人を見逃さず、相談対応につなげ、福祉サービスや身近な生活支援、地域で見守る重層的な取り組みを進めていきます。

【イメージ】

例えば、生活困窮者など、地域生活で支援を必要とする人



【市民に身近な地域の連携】 関係者のネットワークを通じて、支え合いの地域づくりを担う。



【市行政を中心とした連携】 包括的な相談支援体制、連携体制を構築する。



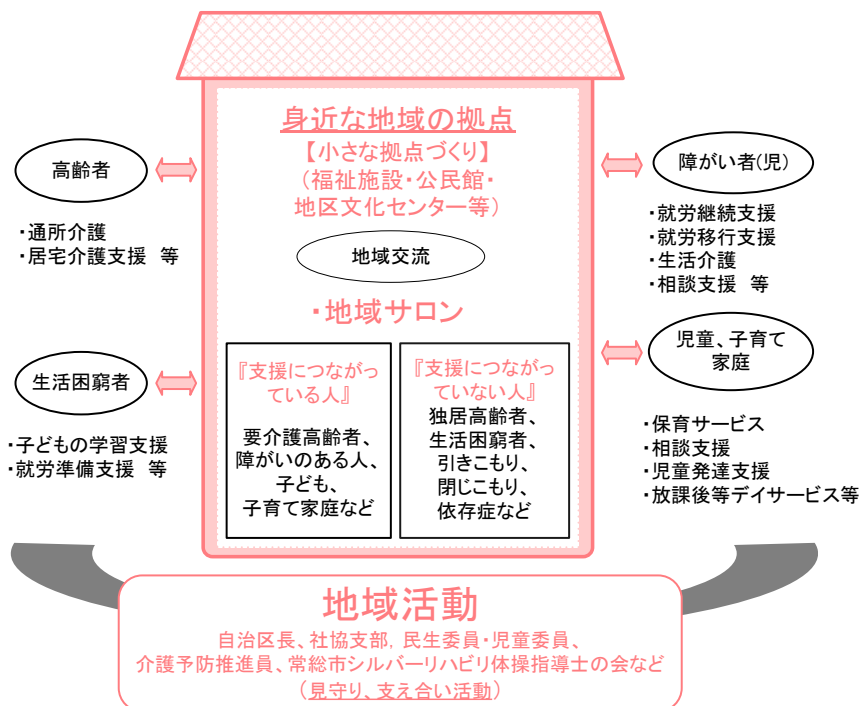
【市全体の連携】 市民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを進める。



身近な地域の拠点（小さな拠点）づくり

身近な地域の拠点は、すでに福祉サービスなどの「支援につながっている人」、また「支援につながっていない人」も集まり、多様なサービスが提供されるイメージです。住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための多面的な支援体制を構築していきます。

【イメージ】



常総市が目標とする地域福祉のイメージ

「地域福祉」とは、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、だれもが家庭や住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしくいきいきと生活ができるように、『地域共生社会づくり』を進めていくことです。

地域には、いろいろな「困った」を抱えている人が生活しています。

身近に子育ての悩みを
相談できる人がいない。

家族の送迎や付き添いを
理由に仕事を休めない。

電球の交換など
ちょっとしたことが
頼めない。

近くにお店がなく、
買い物にも行けない。

家に引きこもって
いる家族がいる。

災害が起きた時、助けが
ないと避難できない。

どこに相談をしてよい
かわからない。

ひとり暮らしで
話し相手がほしい。

このような、いろいろな「困った」を解決したり、
『地域共生社会づくり』を推進するためには、
行政（市）が行う福祉サービスだけで対応することは難しくなっています。地域で暮らす
だれもが、地域福祉の対象者にも担い手にもなります。

地域福祉の担い手とは、

市民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、常総市介護予防推進員、常総市シルバー
リハビリ体操指導士の会、ボランティア・NPO法人、自治区長、
地域団体、福祉サービス提供事業所、
企業・商工会、医療機関等々

計画の取り組み内容

基本目標

1

ためになる 福祉のまち

➤ 福祉サービス利用の推進

- 市民がいざという時に困らないように、日常的な福祉情報の発信充実を図ります。
- 相談者が必ず何らかの成果を実感できるような相談対応体制の確立を目指します。
- すべての市民が必要に応じて、いつでも福祉サービスが使える地域社会を目指します。



施策	事業名
(1) 適切かつ総合的な福祉情報の提供	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙の情報提供《継続》● 専門情報紙の発行《新規》● 各種パンフレットの作成《新規》● 在留外国人への福祉情報の提供充実《新規》
(2) 親しみやすい相談業務の実施	<ul style="list-style-type: none">● (仮称)地域福祉コーディネーターの育成・確保《新規》● 高齢者相談窓口の充実と周知徹底《継続》● 相談窓口の質の向上《継続》● 障がい者相談支援事業《継続》● 基幹相談支援センターの設置《新規》● 地域子育て支援センター《継続》● 子どもや子育て世代に対する相談体制の充実《新規》● 生活困窮者への相談体制《拡充》● 自殺対策の推進《新規》● 健康相談《継続》● 教育相談《継続》
(3) 福祉サービス利用援助事業等の実施	<ul style="list-style-type: none">● 成年後見制度利用支援事業《継続》● 介護保険利用料助成事業《継続》

注) 事業名の《新規》は、第2期地域福祉計画に掲載されていない事業です。他の分野別計画において、既に事業が位置づけられているものもあります。(以下同様)

市民協働による計画の推進

福祉課題が複合化、多様化する福祉ニーズに対応していくためには、市民と行政、関係機関が一体となった福祉のまちづくりを推進していくことが不可欠です。

本計画においては、だれもが『健やかで 幸福を分かち合うまち』の実現に向けて、『自助』市民の役割、『共助』地域・団体の役割、『公助』行政(市)の役割分担により、それぞれの立場で協力し合う「協働」による推進を基本とします。

基本目標

2

たよりになる 福祉のまち

➤ 地域福祉事業の充実

- 多くの市民が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動を理解し、共感し、活動を支援する地域社会を目指します。
- 市民ニーズに対応できる福祉サービスが整備された地域社会を目指します。
- 複合的な課題に対応できる包括的な支援体制のある地域づくりを目指します。
- 利用者もサービス提供事業者も、気持ちよくお付き合いできる環境づくりを目指します。



施策	事業名
(1) 地域福祉推進機関の充実	<ul style="list-style-type: none">●（仮称）福祉のまちづくり協議会の設置《新規》●社会福祉協議会との連携・事業支援《拡充》●民生委員・児童委員との連携・事業支援《拡充》●自治区やNPO法人等が行う福祉活動との連携・事業支援《新規》●地域福祉基金の活用事業《継続》●赤い羽根共同募金運動の支援《継続》
(2) 地域福祉事業の計画的推進	<ul style="list-style-type: none">●分野別行政計画に基づいた計画的なサービス提供《継続》●各種手当の支給《継続》●戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務《継続》●平和を尊ぶ事業《継続》
(3) 地域包括ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none">●包括的な相談支援の構築《新規》●生活支援コーディネーターの配置《新規》●障害者地域生活拠点整備事業《新規》●ケアマネジメントの充実《継続》●生活保護事業《継続》●自立支援事業《拡充》●就学援助《拡充》●子どもの学習支援、相談支援《拡充》●貸付事業《継続》●在留外国人への相談体制の整備《新規》
(4) 福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス第三者評価推進事業《継続》●福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報《継続》●社会福祉法人監査指導《継続》

基本目標

3

たすけあう 福祉のまち

➤ ふれあいのあるコミュニティづくり

- 防犯対策や交通弱者の移動手段の確保など、身近な生活課題に対応できる地域社会を目指します。
- 災害時でも、すべての市民が安心できる体制づくりを目指します。
- 市民や関係機関が連携し、虐待やDVのない地域社会を目指します。
- ボランティアニーズの把握や情報提供を進め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを目指します。
- 市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、気持ちよく福祉に関係を持ち続けることができる環境整備を目指します。



施策	事業名
(1) 安心・安全・共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none">●ユニバーサルデザインの普及《継続》●防犯意識の高揚・防犯体制の整備《継続》●防犯情報の発信《新規》●空家対策《新規》●消費者対策の推進《継続》●子どもを守る110番の家《継続》●自動車運転免許証自主返納事業《継続》●予約型乗合交通「ふれあい号」の利用促進《新規》
(2) 避難行動要支援者支援対策	<ul style="list-style-type: none">●避難行動要支援者名簿《拡充》●「個別避難支援プラン」の作成《拡充》●福祉避難所運営マニュアルの充実《継続》
(3) 虐待防止・人権擁護	<ul style="list-style-type: none">●虐待防止対策の充実《拡充》●虐待防止キャンペーン《継続》
(4) ボランティア活動の振興	<ul style="list-style-type: none">●ボランティア活動への支援《拡充》
(5) 地域福祉の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none">●福祉意識の向上《継続》



第3期常総市地域福祉計画（概要版）

発行・編集 / 常総市 保健福祉部 社会福祉課
住所 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3
電話 0297(23)2111（代表）